

福島県発注工事における最低制限価格の設定方法の見直しについて

1 最低制限価格の設定水準の引上げ

(1) 本県では、これまでも県発注の公共工事においては、最低制限価格を設定することにより、極端な安値受注を排除し、品質の確保を図ってきたところですが、入札制度改革に伴い、落札率が低下傾向にあり、最低制限価格付近での競争が増加するなど、低価格入札が増加しています。

このような状況が今後も継続した場合には、企業経営への圧迫や下請・資材業者へのしわ寄せなどにより工事の品質低下につながるリスクの増大、さらには、中間検査や重点監督など行政コストが増加することなどを総合的に勘案し、最低制限価格の設定水準を平均で約 6 % (約 4 % ~ 約 8 %) 程度引き上げることとします。

(2) 実施時期：平成 2 0 年 1 月 1 0 日以降に起工（工事実施の決定）する工事から対象とします。

(3) 公表：最低制限価格の設定方法及び金額については、従来どおり非公表とします。